

令和5年度 第1回 春日部市自転車対策協議会

日時: 令和6年2月5日(月)午後2時～

場所: 本庁舎3階会議室303

次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 役員選任

5 会長あいさつ

6 議 事

- (1) 自転車対策協議会の役割について
- (2) 放置自転車対策の取組み状況について
- (3) 令和5年度事業内容について
- (4) 令和6年度事業計画について

7 閉 会

(1) 自転車対策協議会の役割について

自転車の放置防止対策を推進するため、春日部市自転車対策協議会を設置するものです。

また、市長の諮問に応じ、放置禁止区域の指定及び変更その他自転車の放置防止対策に関する事項を協議するものです。

(2) 放置自転車対策の取組み状況について

1 放置禁止区域看板等の設置……………資料1,2

条例で定められている自転車放置禁止区域を周知するため、駅周辺の随所に標識や看板等を設置しています。また自転車が常習的に放置されるスペースには、サインキューブを追加で設置しており、物理的かつ視覚的に自転車の放置を防止するもので、一定の効果をあげています。

2 駅周辺での自転車誘導整理員による警告札の貼付け ……資料3

市内8駅周辺に自転車誘導整理員を配置して、自転車を放置しようとしている自転車利用者に注意を呼びかけ、自転車駐車場等へ誘導するとともに、放置自転車への警告札の貼付け、自転車駐車場等の利用促進、放置自転車の整理等を行っています。これらの業務は、週3回(祝日と12月29日から1月3日の間を除く)通勤通学者の多い時間帯(概ね午前7時から9時までの間)に行っています。また、無料自転車駐車場においても長期間放置されている自転車の調査を行い、駐車スペースの確保、適切な管理に努めています。

3 放置自転車の撤去……………資料4,5

放置禁止区域内に放置されている自転車を随時撤去しています。撤去した自転車は、放置自転車集積所で保管し、返還の際には撤去手数料として、3,000円徴収しています。また、放置自転車が多い区域では、撤去を集中的に実施した結果、放置自転車の減少効果があったため、今後も継続して実施していきたいと考えております。

4 自転車駐車場・仮設自転車置場の設置……………資料6

有料の自転車駐車場2か所、無料の仮設自転車置場・自転車駐車場を8か所設置し、良好な交通環境の保持に努めています。(北春日部駅・豊春駅・藤の牛島駅を除く)

(3) 令和5年度 事業内容について

1 放置禁止区域看板等の維持管理について

放置禁止区域に設置している警告看板の中で、劣化・破損している看板について補修及び付け替えを実施しています。

今年度は、武里駅東口に設置のものを1基修繕しました。

2 駅周辺での自転車誘導整理員の配置

市内8駅周辺に自転車誘導整理員を17人配置し、自転車駐車場等の利用促進、放置自転車への警告札の貼付け、整理等を行いました。

3 放置自転車の撤去

放置自転車一斉撤去を12月末までに26回行い、計354台の自転車を撤去しました。

4 「広報かすかべ」への掲載……………資料7

令和5年8月号に自転車利用者のマナー啓発のための記事と、各駅周辺の市営自転車駐車場案内図を掲載したほか、首都圏放置自転車クリーンキャンペーンの実施について、令和5年10月号に掲載しました。

首都圏放置自転車クリーンキャンペーンは、毎年、10月1日から31日までの期間中、首都圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県の各区市町村)において相互協力し実施しているもので、春日部市でも、市内公共施設等への啓発ポスターの掲示、「広報かすかべ」への掲載及び春日部市内全駅周辺の放置自転車の撤去を行いました。

5 春日部駅西口自転車駐車場の閉鎖

春日部駅付近連続立体交差事業の支障となることから、令和6年3月31日(日)をもって春日部駅西口自転車駐車場を閉鎖します。

春日部駅西口自転車駐車場閉鎖の告知は、定期利用者へ通知を行うとともに、自転車駐車場内のポスター掲示のほか、広報かすかべ11月号、市ホームページへの掲載、SNS配信を行っています。また、利用者には、春日部駅西口周辺の民間駐輪場の案内もあわせて行っております。

代替の自転車駐車場については、令和5年7月に春日部駅西口周辺の「民間駐輪場」及び「市の駐輪場(無料)」の現地調査を行ったところ、約1,800台の空きがあることを確認しました。同時点で春日部駅西口自転車駐車場使用台数が約900台となっていたことから、春日部駅西口周辺の民間及び市営(無料)の駐輪場を利用させていただくようご案内しております。

(4) 令和6年度 事業計画について

1 放置禁止区域看板等の維持管理について

劣化・破損している看板については補修及び付け替えをしております。

2 駅周辺での自転車誘導整理員の配置

引き続き、市内8駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車駐車場等の利用促進、放置自転車への警告札の貼付け、整理等を行っております。

3 放置自転車の撤去

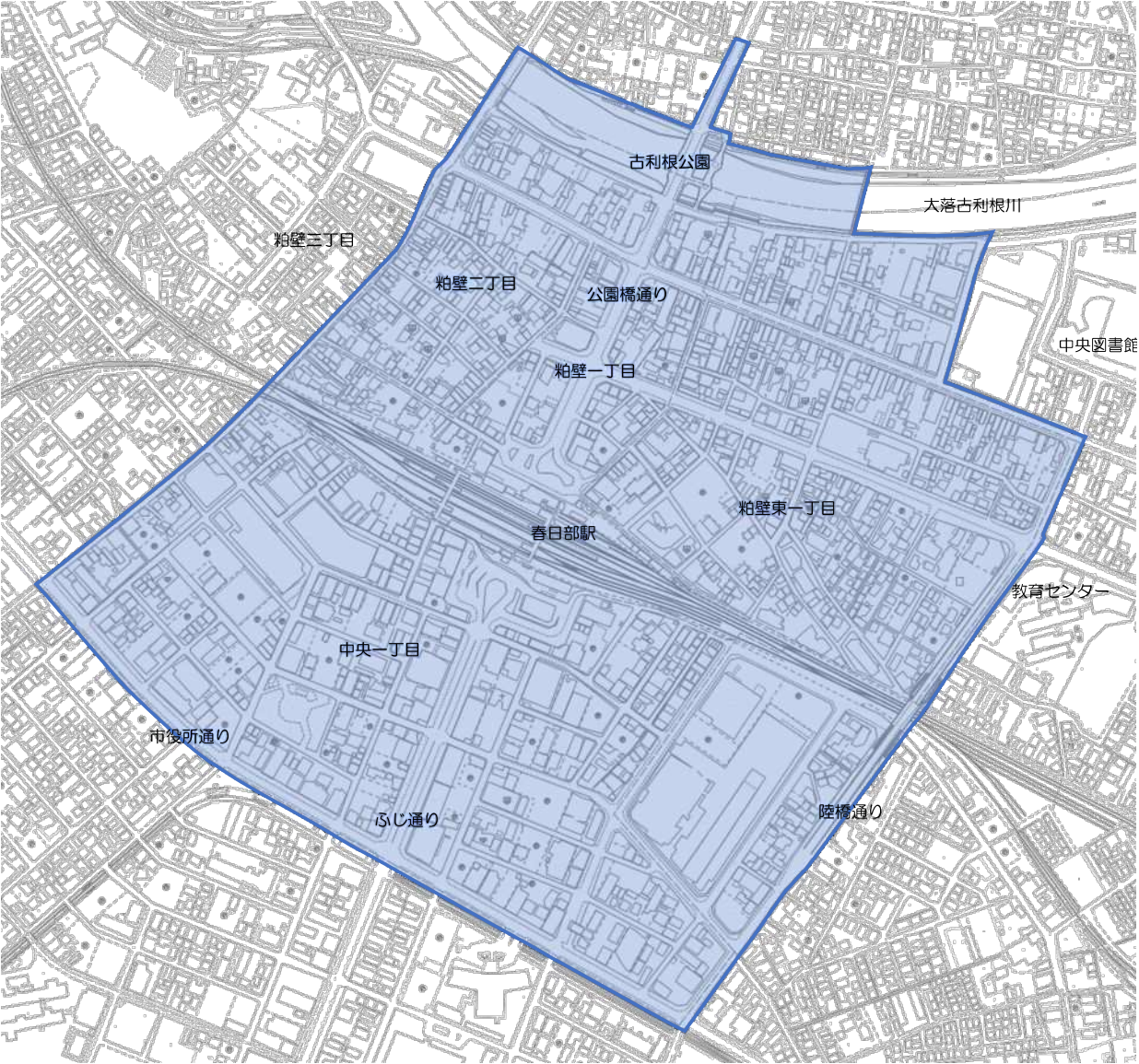
随時放置自転車の撤去を実施しておりますが、いまだ放置自転車が見受けられます。駅前周辺の歩道や広場の放置自転車は、街の景観を損ねるだけでなく、歩行障害や緊急車両の活動妨害など深刻な事態を招く要因となることから、放置台数の多い駅については撤去回数を増やすなど、引き続き撤去を実施しております。

4 自転車利用者のマナー啓発

放置自転車問題には、自転車利用者のモラル低下が要因にあることから、「広報かすかべ」への啓発記事の掲載、市内各駅や自転車駐車場内でのポスター掲示等を行い、自転車利用者のモラル向上を促進しております。

自転車放置禁止区域

■春日部駅東口周辺 平成2年10月1日

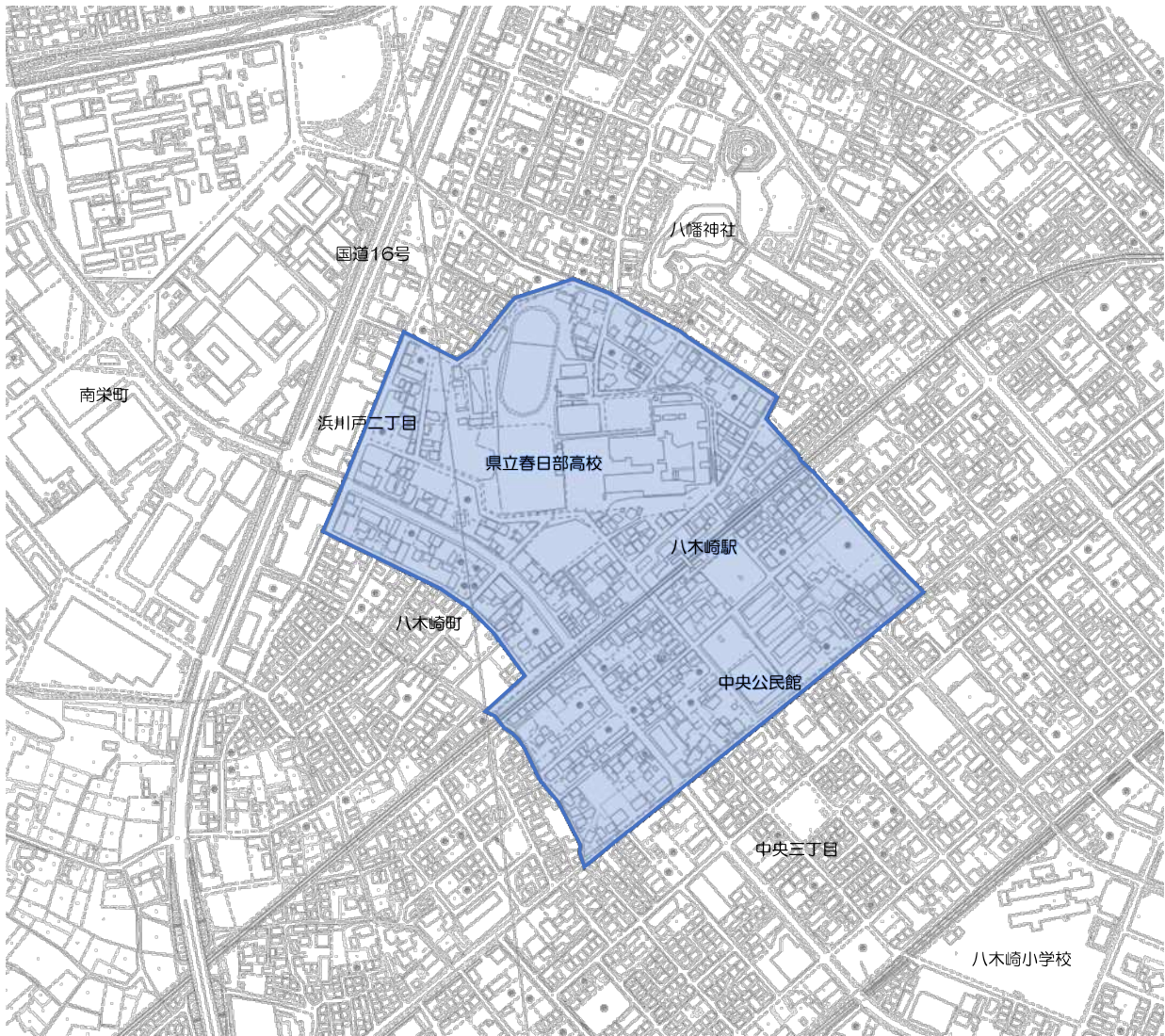


■春日部駅西口周辺 昭和62年5月1日

■ 自転車放置禁止区域

自転車放置禁止区域

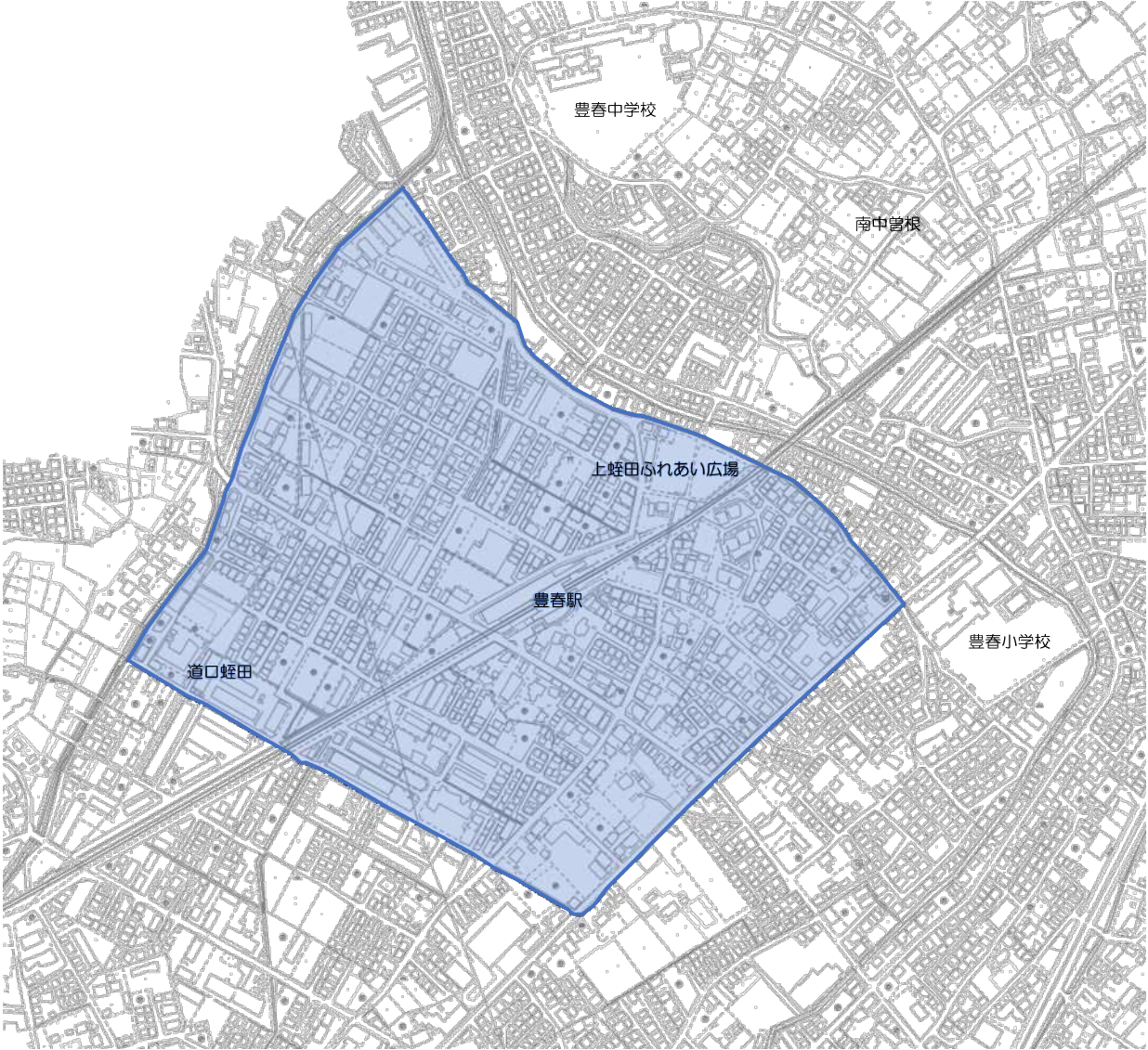
■八木崎駅周辺 平成元年4月1日



■ 自転車放置禁止区域

自転車放置禁止区域

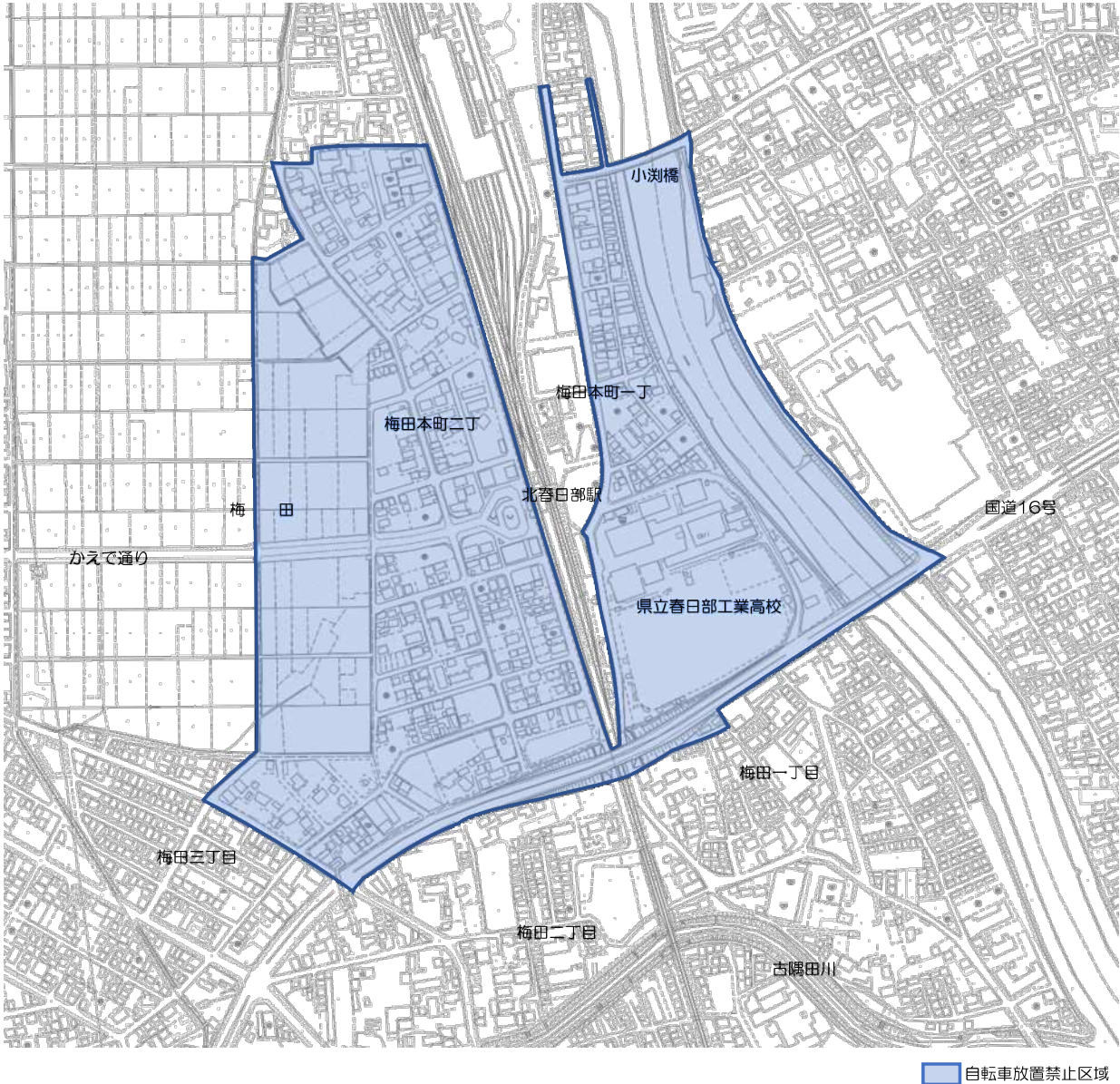
■豊春駅周辺 昭和62年5月1日



■ 自転車放置禁止区域

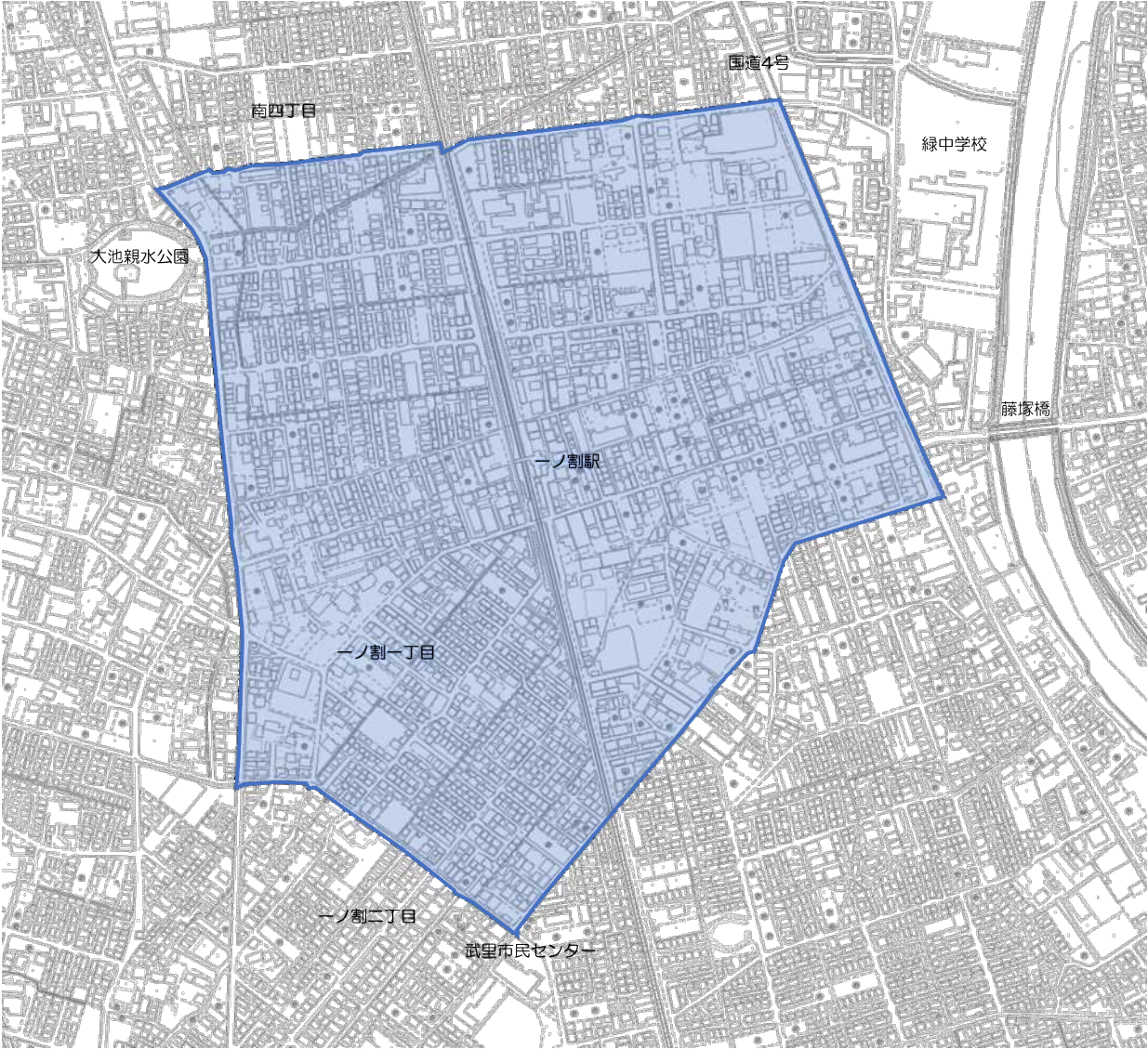
自転車放置禁止区域

■北春日部駅周辺 平成3年4月1日



自転車放置禁止区域

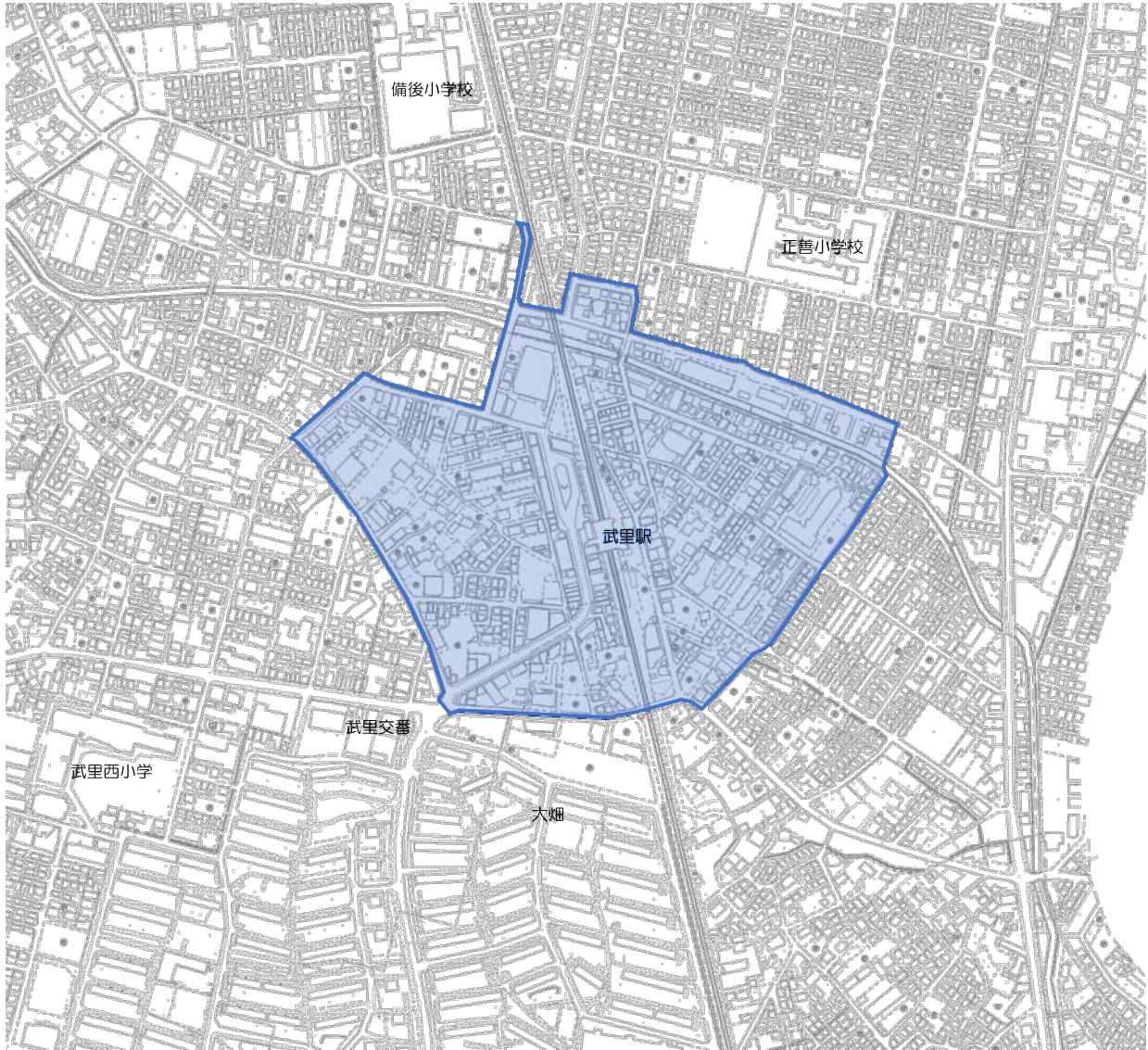
■一ノ割駅周辺 昭和62年11月1日



■ 自転車放置禁止区域

自転車放置禁止区域

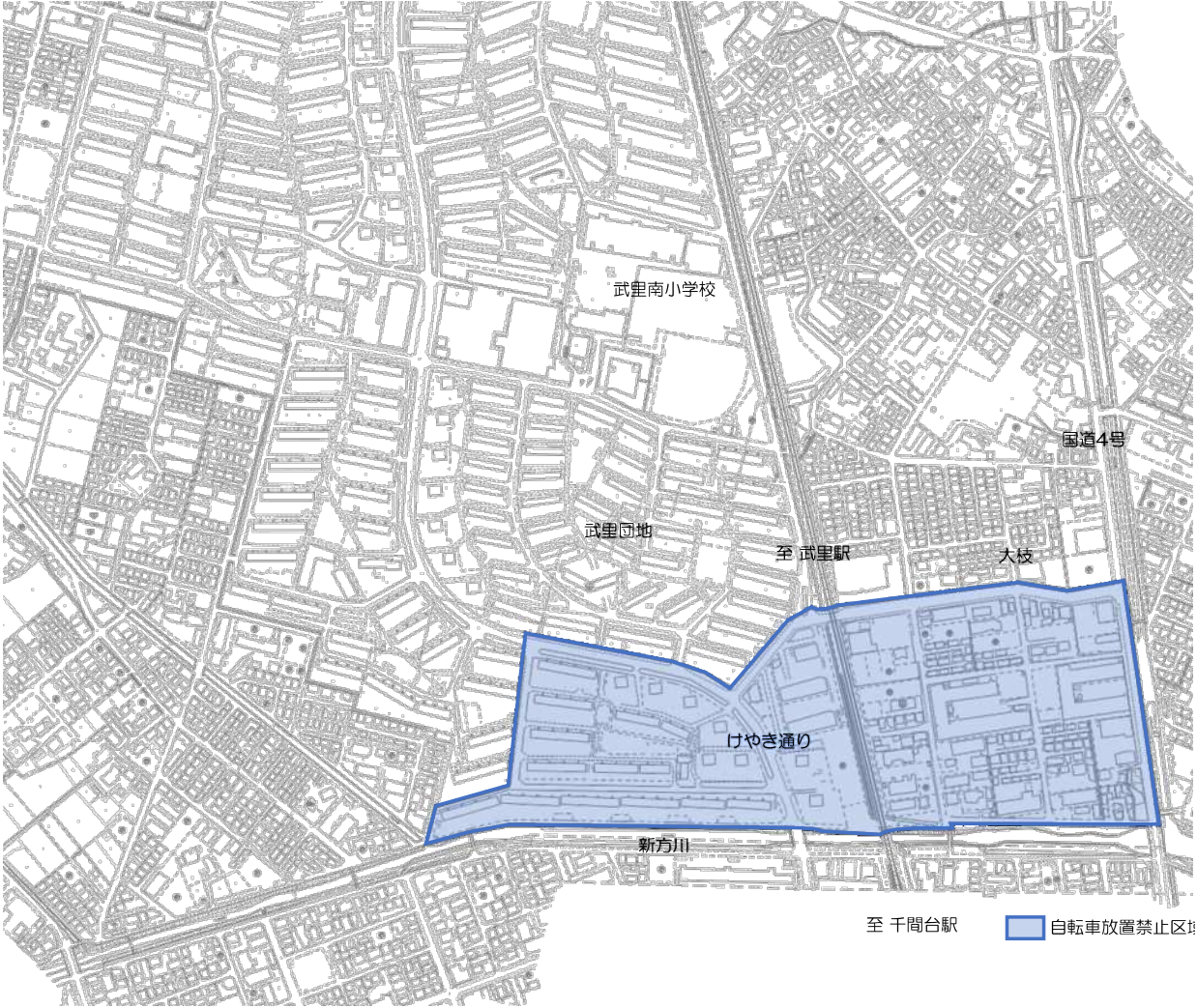
■ 武里駅周辺 平成2年4月1日



■ 自転車放置禁止区域

自転車放置禁止区域

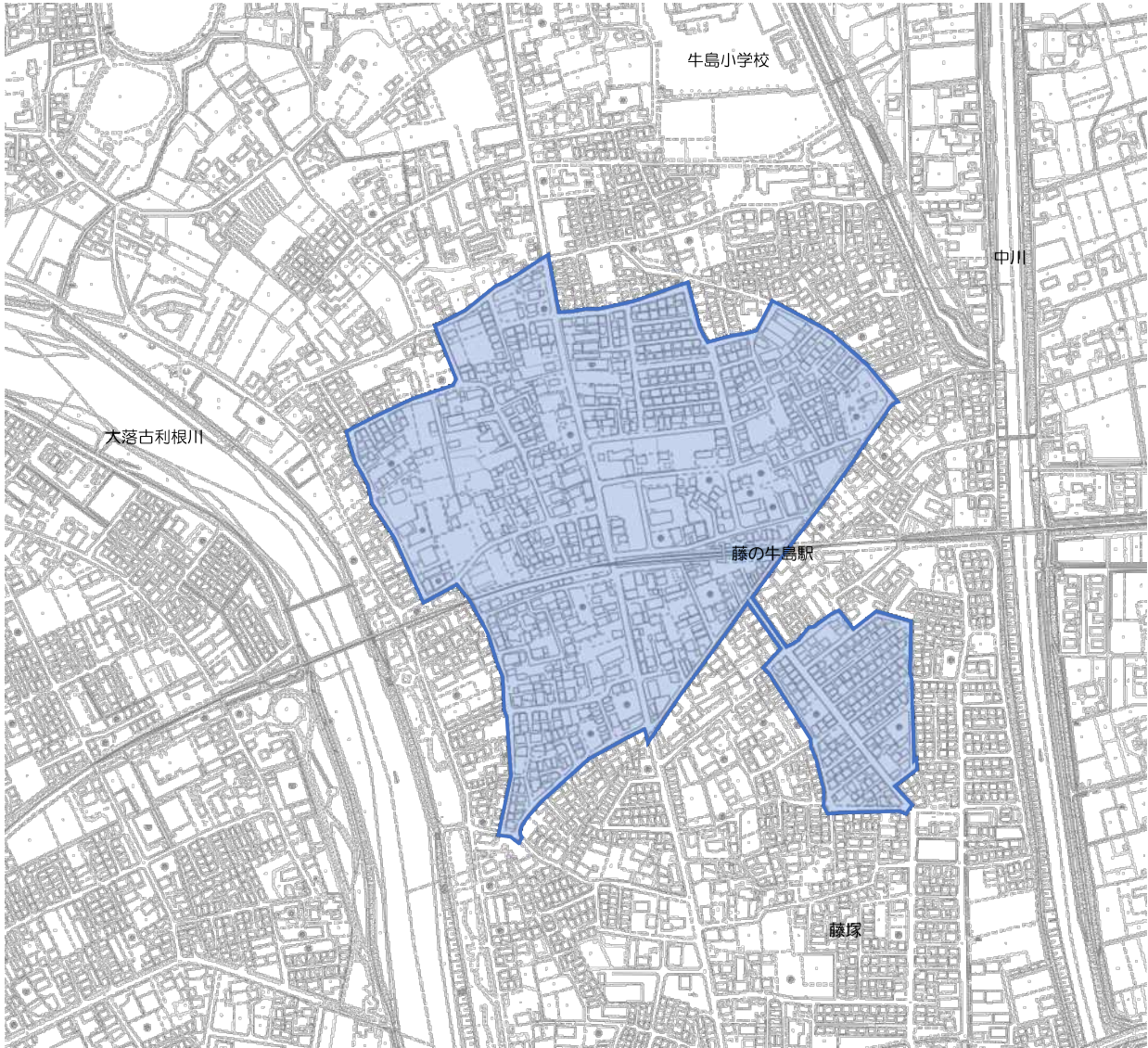
■せんげん台駅西口周辺 平成5年1月11日



■せんげん台駅東口周辺 昭和63年6月10日

自転車放置禁止区域

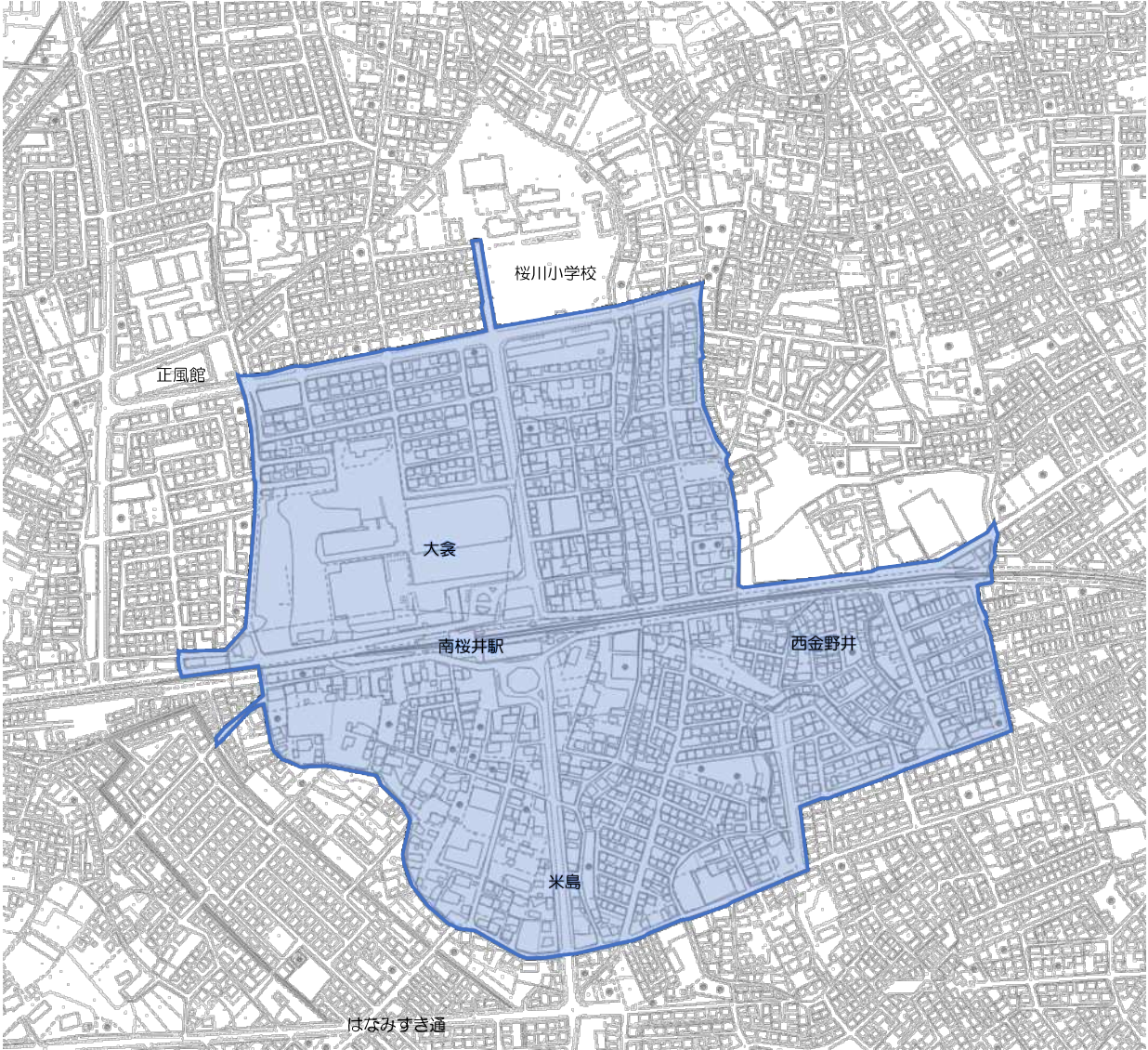
■藤の牛島駅周辺 平成元年4月1日



■ 自転車放置禁止区域

自転車放置禁止区域

■南桜井駅周辺 昭和59年9月1日



■ 自転車放置禁止区域

自転車放置禁止区域看板設置リスト

設置駅	設置個所数	設置駅	設置個所数
春日部駅	32か所	北春日部駅	10か所
藤の牛島駅	12か所	豊春駅	20か所
一ノ割駅	19か所	南桜井駅	11か所
武里駅	7か所	せんげん台駅	13か所
八木崎駅	8か所	合 計	132か所



▲自転車放置禁止区域看板(南桜井駅)



▲自転車放置禁止区域看板(武里駅)

■サインキューブ・注意喚起看板等の設置



▲サインキューブによる放置禁止バリエード(藤の牛島駅)



▲放置自転車注意喚起看板(八木崎駅)

放置禁止区域内の自転車への警告



▲警告された放置自転車（春日部駅東口銀行前）
放置禁止区域内(主に駅周辺)の放置 自転車に警告します。

▲警告札

無料・仮設自転車置場の長期放置自転車への調査



●長期放置された自転車（春日部駅東口第2自転車駐車場）
駐輪場利用者が長期放置している自転車に貼り付け、調査開始から3か月以上 利用が確認できない場合は、小淵放置自転車集積所に移動します。

▲調査札

放置自転車の撤去作業状況



①撤去作業 (春日部駅西口ロータリー銀行前)



②積み込み (春日部駅東口ATM前)



③撤去後 (春日部駅西口ロータリー銀行前)



④小淵放置自転車集積所にて保管

放置自転車撤去状況および処分状況について (令和5年12月末時点)

月別撤去台数

月	撤去台数	月	撤去台数	月	撤去台数
4月	42台	8月	35台	12月	51台
5月	46台	9月	30台	1月	
6月	31台	10月	27台	2月	
7月	41台	11月	51台	3月	
合計		354台			

駅別撤去台数及び回数

撤去場所	撤去台数及び回数									
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	台数	回数	台数	回数	台数	回数	台数	回数	台数	回数
北春日部駅	17	12	16	16	10	7	10	11	8	10
春日部駅東口	197	21	96	20	49	12	64	18	69	18
春日部駅西口	535	21	198	20	141	12	174	18	111	18
一ノ割駅	20	12	2	10	3	7	4	11	1	10
武里駅東口	17	12	10	10	3	7	5	11	3	10
武里駅西口	79	12	39	10	22	7	30	11	16	10
八木崎駅	16	12	4	10	1	7	1	11	1	10
豊春駅	62	12	26	10	16	7	39	11	9	11
藤の牛島駅	31	12	3	10	3	7	10	11	5	10
南桜井駅	0	13	1	7	0	8	0	9	0	8
その他(仮設自転車置場等)	233	—	257	—	219	—	203	—	131	—
合計	1,207	139	652	123	467	81	540	122	354	115

撤去自転車の返還・処分数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
返還総台数	774台	324台	188台	251台	170台
内 有料返還	667台	238台	132台	182台	129台
内 無料返還	107台	86台	56台	69台	41台
返還率	79.5%	82.0%	55.8%	74.5%	76.2%
譲渡(シルバー人材センター)	316台	310台	182台	170台	154台
売却処分	7.60t	9.02t	8.28t	2.72t	2.55t

※返還率は返還台数を駅前より撤去した台数で除した数字

例:令和5年度 返還率 170台 ÷ (354台 - 131台) ≒ 76.2

市営 自転車駐車場 (令和5年12月末)

	名称	収容能力	利用料金	床面積(m ²)	設置年度	所在地	管理
1	春日部駅 西口自転車駐車場	2,002	1か月2,000円～ 2,400円	1984.9	H3.11	中央1-42	有人 日本環境クリア-
2	春日部駅 中央第1自転車駐車場	350	無料	577	S62.4	中央2-30-2	無人
3	春日部駅 中央第2自転車駐車場	385	無料	485	S62.4	中央2-30-2	無人
4	春日部駅 南自転車駐車場	300	無料	375	H19.11	南1-6-9先	無人
5	春日部駅 東口第2自転車駐車場	354	無料	375	H2.5	粕壁東1-27-29先	無人
6	一ノ割駅 第3仮設自転車置場	300	無料	536.3	S60.3	備後東1-96-1	無人
7	武里駅 第1仮設自転車置場	126	無料	165	S60.7	大畑362先	無人
8	せんげん台駅 仮設自転車置場	170	無料	186	H25.12	大枝380-2	無人
9	八木崎駅 仮設自転車置場	250	無料	472.6	S56.12	浜川戸2-13-6	無人
10	南桜井駅 自転車駐車場	618	1か月2,200円～ 2,400円	774.33	H25.4	大倉496-463	有人 日本環境マネジメント

は有料自転車駐車場

「広報かすかべ」への掲載

広報かすかべ8月号

自転車は自転車駐車場へ預けましょう
問 ぐらしの安全課 (内線2827)

通れないなあ

一人一人の駐輪マナーで安全できれいなまちづくりを

放置自転車は、歩行者や目の不自由な人、車いすの通行の妨げとなり、緊急車両の通行や活動も阻害し、まちの景観も損ねます。自転車は自転車駐車場へ預けましょう。

自転車放置禁止区域に置かれた自転車は随時、撤去します

撤去の際、必要に応じてチェーン錠などは切断します。また、撤去した自転車の引き取りには、撤去手数料3千円がかかります。切断したチェーン錠や、自転車の撤去・移動・保管中の破損、盗難被害などに対して市は、一切責任を負いません。

自転車駐車場一覧は、市図で▶

広報かすかべ10月号

10/1(日)～31(火)は首都圏放置自転車クリーンキャンペーン

内市内8駅周辺の道路や駅前広場は自転車放置禁止区域。同区域での自転車の放置は条例で禁止されており、撤去手数料3千円が必要。放置自転車は歩道や点字ブロックをふさぎ、歩行者や視覚障がい者などの通行の妨げになる、救急・消火・避難活動の妨げになるなど迷惑 **放置自転車を減らすために…**▶ 自転車駐車場などに預ける ▶ 盗難防止のため鍵は二重に掛ける ▶ 盗難時早期発見のため防犯登録を **問**ぐらしの安全課(内2827)

春日部市自転車対策協議会委員名簿

委員数6名

氏 名	所属機関・団体及び役職	備 考
ほそや さとる 細谷 悟	春日部市自治会連合会 副会長	
こやの しずこ 小谷野 静子	春日部市交通指導員会 副会長	
たけはら あきひと 竹原 聡人	春日部警察署 生活安全課長	
やまざき まさお 山崎 正雄	春日部商工会議所 1号議員	
おがわ しろう 小川 志朗	東武鉄道株式会社 春日部駅 駅長	
おおみや ひろゆき 大宮 博幸	公募に応じた市民	

任期:2年(令和6年2月1日～令和8年1月31日)

参 考 資 料

春日部市自転車放置防止条例

春日部市自転車対策協議会会議運営要領

改正

平成20年6月20日条例第22号

平成22年12月17日条例第52号

平成25年3月14日条例第9号

平成30年3月16日条例第6号

令和元年12月13日条例第23号

令和4年9月20日条例第14号

令和5年3月16日条例第5号

春日部市自転車放置防止条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車の放置を防止するため必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他公共の用に供する場所で、自転車駐車場以外の場所をいう。

(2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

(3) 放置 自転車の利用者が当該自転車を離れて直ちに移動させることができない状態にあることをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、地域の自転車の利用状況を勘案して自転車駐車場の設置に努めるとともに、自転車の放置の防止に関する指導及び啓もうに努めるものとする。

2 市長は、自転車の放置の防止に関する施策を実施するため必要と認めるときは、県、道路管理者、警察署、鉄道事業者その他関係機関と協議するとともに協力を要請することができる。

(自転車の利用者等の責務)

第4条 自転車の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所に

自転車を放置してはならない。

- 2 利用者等は、当該自転車の見やすいところに住所及び氏名を明記するなど利用者等が確認できる表示をするよう努めなければならない。

(施設設置者の責務)

第5条 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊戯場等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

- 2 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊戯場等自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、この条例の規定に基づき市長が講ずる措置について協力するとともに、市長と協議して自ら当該施設周辺の放置自転車の整理等を行うよう努めなければならない。

(鉄道事業者の協力)

第6条 鉄道事業者は、自転車の放置の防止のため市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車の小売を業とする者の協力)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の放置の防止のため市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第8条 市長は、放置された自転車が大量に集積され、又はそのおそれがある公共の場所について、良好な生活環境を保持するため必要があると認めるときは、当該公共の場所を含む地域を自転車放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ春日部市自転車対策協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該放置禁止区域にその旨の標識を設置しなければならない。

(放置禁止区域の変更)

第9条 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域の変更について準用する。

(放置自転車に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域に自転車が放置され、他の手段によっては良好な生活環境を保持することができないと認められるときは、必要な限度において、当該自転車を撤去することができる。

2 市長は、前項の規定により自転車を撤去する際、当該自転車がガードレールその他の工作物にチェーン、ワイヤー錠等（以下「チェーン等」という。）によりつながれている場合において、当該自転車を撤去することが困難であると認めるときは、当該チェーン等を切断し当該自転車を撤去することができる。

3 市長は、前項の規定により切断されたチェーン等の補償の責めを負わない。

4 市長は、第1項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車を保管するものとする。

5 市長は、放置禁止区域外の公共の場所に自転車が放置され良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該自転車を整理するなど必要な措置を講ずることができる。

（保管した自転車の措置）

第11条 市長は、前条第4項の規定により自転車を保管したときは、その旨を告示し、当該自転車をその利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じた後、なお利用者等が現われない自転車については、処分する旨を告示し、当該告示の日から3か月経過後処分することができる。

（費用の徴収）

第12条 市長は、第10条第1項の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車の利用者等から撤去に要した費用として1台につき3,000円を徴収することができる。ただし、当該自転車の利用者等が自転車の撤去日前において警察署長に盗難届を提出しているときは、この限りでない。

2 前項の費用は、当該自転車の利用者等が自転車を引き取る際に徴収する。

一部改正〔令和元年条例23号・4年14号〕

（春日部市自転車対策協議会の設置）

第13条 自転車の放置防止対策を推進するため、春日部市自転車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第14条 協議会は、市長の諮問に応じ、放置禁止区域の指定及び変更その他自転車の放置防止対策に関する重要な事項を協議する。

(組織)

第15条 協議会は、一般委員6人以内及び特別委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 一般委員

- ア 関係行政機関の職員
- イ 知識及び経験を有する者
- ウ 公募に応じた市民

(2) 特別委員

放置禁止区域として指定又は変更しようとする地区の代表者
一部改正〔平成20年条例22号・22年52号〕

(任期)

第16条 一般委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員の任期は、市長が委嘱した日からその委嘱に係る放置禁止区域の指定又は変更に関する事項の協議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第17条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、特別委員が出席しない会議は、特別委員の数を除く。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 特別委員は、当該委員に係る地区の放置禁止区域に関する事項を協議する場合のみ会議に出席するものとする。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、市民生活部くらしの安全課において処理する。

一部改正〔平成25年条例9号・30年6号・令和5年5号〕

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市自転車放置防止条例（昭和61年春日部市条例第40号）又は庄和町自転車の放置の防止に関する条例（昭和59年庄和町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年6月20日条例第22号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第52号）

この条例は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日条例第23号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の春日部市自転車放置防止条例の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車に係る手数料から適用し、同日前に撤去した自転車に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月20日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に撤去した自転車に係る手数料から適用し、同日前に撤去した自転車に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月16日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

春日部市自転車対策協議会会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市自転車放置防止条例(平成17年条例第149号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、春日部市自転車対策協議会(以下「協議会」という。)の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、副会長と連携しながら、効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、積極的に審議に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(欠席等の届出)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は遅刻をするときは、あらかじめその旨を議長に届け出なければならない。

(議題の宣告)

第5条 会議に付する事案を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(事案の説明及び質疑)

第6条 会議に付する事案は、事務局職員の説明を聞き、委員の質疑があるときは質疑の後、会議に諮るものとする。

2 議長は、簡易若しくは異議がない事案と認めるときは、前項の規定にかかわらず、説明及び質疑を省略することができる。

(発言の許可等)

第7条 委員の発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(表決)

第8条 会議に付した事案の表決は、春日部市自転車放置防止条例第18条第3

項の規定により決するものとする。

2 表決の方法は、挙手によるものとし、議長は表決の結果をただちに宣告するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、事案について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。

(議事の継続)

第9条 延会、中止又は休憩のため事案の議事が中断された場合において、再びその事案が議題となったときは、前の議事を継続するものとする。

(準用)

第10条 会議の公開及び傍聴並びに会議録の作成に係る事項については、春日部市における附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成18年10月1日制定)の例による。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月15日から施行する。